

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
1	委託料	「1日中小企業庁inくまもと」の運営管理・会場設営業務	(1)当該制度の効果について	商工政策課	意見	農商工連携とは、中小企業者と農林水産業者が連携し、お互いの強みを生かして、新商品開発や販路開拓等を行う取り組みであるが、「くまもと農商工連携100選」の第1次選定69事例の「中核をなす団体」は加工業者が中心で農林漁業者が少ない。 これは応募してくる者が加工等を行う中小企業者が多いためと考えられるが、今後は熊本県農商工連携推進協議会の構成団体である農林漁業関連団体を通して、農林漁業者に積極的に参加してもらえよう更に働きかけを行う必要がある。	農商工連携に関する事例発表会やセミナー等の開催に際し、農林漁業関係団体を通して、農林漁業者に対する積極的な参加を呼びかけていく。 また、「くまもと農商工連携100選」の事例集を作成し、関係団体等に配付するほか、県のホームページや広報媒体等を活用し、商工業者だけでなく、農林漁業者に対しても広くPRしていく。
2	委託料	五木村新商品開発等支援事業	(1)事業の運営状況について	商工政策課	意見	川辺川ダム建設計画により、今まで大きな影響を受けてきた五木村の振興が目的の事業であり、五木村の豊かな地域資源を生かした地域産業の振興の支援を行うため、県も五木村商工会と協力しながら事業の成果及び効果を調査し、「働く場づくり」施策を実効性あるものにするため適切なアドバイスをするなど一歩踏み込んだ支援が必要と思われる。	平成23年度は、五木村の特産品を売れる産物としてブラッシュアップするとともに、福岡市で物産展や観光PRを実施していく。 また、福岡市で店舗の一部を借り上げ、五木物産コーナーとして活用し、更なる販路開拓に取り組む。
3	補助金	組織化指導費補助事業	(1)補助事業実績報告書の記載漏れについて	商工振興金融課	指摘	県中央会からの平成21年度実績報告書において、デジカメ及び印刷機の指導用資材購入に関する資機材設置費の報告が記載されていなかった。 補助対象事業として県中央会の事業計画には織り込まれており、資機材設置を実施したら実績報告において適切に報告するよう県中央会を指導し、また、監督する必要がある。	平成23年3月に中央会に対して改善指示事項を文書で通知するとともに、中央会担当職員に対し、補助事業実績報告の記載方法等の指導を行った。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
4	補助金	組織化指導費補助事業	(2) 指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について	商工振興金融課	指摘	<p>県中央会の指導員及び職員設置に対する人件費補助額算定において、県中央会で扶養手当及び住宅手当を支給していない職員に対しても交付基準額に基づき補助金交付額を算定していることから、「平成21年熊本県組織化指導費補助事業の運用について」に準拠しておらず、結果として補助金交付額が過大となっている。</p>	<p>指摘の運用規定は、交付後の補助金の支給方法について規定するものであって、補助金の交付額の算定にあたっては、当該運用規定別表の定めによるものである。この別表において、扶養手当及び住宅手当については、現実の支給の有無にかかわらず、標準的な人件費として補助金算定の対象とされており、これは九州各県ともに同様に運用しているところである。平成21年度の補助金の算出にあたっても、当該運用別表の規定に沿って行っており、適正に交付している。</p> <p>現行規定では、判りにくい点もあるため、平成23年度から、運用規定を改正し、表現を改めるとともに、補助金交付申請・実績報告時に運用規定に基づく支給が確認できるよう補助金交付要項を改正し、人件費調書を追加した。</p>
5	補助金	組織化指導費補助事業	(1) 組合等の指導事業における人当庁費の交付基準単価について	商工振興金融課	意見	<p>平成21年度の人当庁費の交付基準単価は164千円であり、これは平成19年度以降単価の見直しが行われていない。組合等の指導には人当庁費としての経費は必要なものと考えられるが、補助金交付にあたり、交付基準単価の算定根拠は明確にしておく必要がある。</p>	<p>人当庁費については、今後、毎年見直しを行い、算定根拠の明確化を図る。</p> <p>また、平成23年度から補助金交付要項を一部改正し、人当庁費調書を追加した。</p>
6	補助金	組織化指導費補助事業	(2) 今後の事業実施について	商工振興金融課	意見	<p>平成21年度の補助事業実績報告書では、県中央会の主催する研修会への組合員の出席数は把握されているが、出席状況等を分析したものがなく、研修会の内容の分析、組合員の関心等に十分配慮し事業を実施することが必要と考える。</p>	<p>平成23年3月に中央会に対して改善指示事項を文書で通知するとともに、中央会担当職員に対し事業評価を実施し、その結果を事業実施に反映するよう指導を行った。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
7	補助金	小規模事業指導費補助事業	(1)設置基準について	商工振興金融課	指摘	<p>平成21年度では、55の商工会に122人の経営指導員が設置されており、補助対象職員の設置基準を上回っているが、職員定数に関して知事の承認を確認できる資料がなかった。</p> <p>各商工会の経営指導員の設置に関しては、商工会の合併や商工業者の減少により設置定数を超過しており、県では商工団体に対する補助金を見直す時期であるとの認識であるが、運用に沿った設置定数に関する知事の承認が確認できるよう決裁書類を整備する必要がある。</p>	<p>知事の承認を受けるべきとされている配置基準や採用計画については、当該基準、計画を策定する「人事管理委員会」に県が参加しており、当該基準等の策定段階から、県が関与し、了知する体制をとっている。このため、承認する旨の決裁を改めてとってはいなかったが、今後は、承認に係る決裁書類を作成する。</p> <p>なお、平成23年度補助対象職員の採用計画については、平成23年3月に承認の決裁を行った。</p>
8	補助金	小規模事業指導費補助事業	(1)調査研究費の適正性、効率性について	商工振興金融課	意見	<p>調査研究費の現状は、各商工会、商工会議所での図書購入が大半を占め、中には国語辞典等が含まれており、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について」に照らしても補助対象としては疑問が残る。</p> <p>また、中には高度な専門書、ビジネス書、地域産業に関連する図書等を購入している団体もある。このような図書については県連合会等で図書情報を共有化し有効活用するために、必要に応じて貸出せるシステムを構築することも多くの小規模事業者の指導・支援の上では必要であり、効率的であると考えられる。</p>	<p>購入図書の内容については、商工会等の業務の実態を鑑み、必要性があると判断したものであるが、今回の御意見を尊重して今後は対応していきたいと考えている。図書情報の共有化等については、県商工会連合会とも協議の上、検討する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
9	補助金	小規模事業指導費補助事業	(2)経営指導員等の人事について	商工振興金融課	意見	<p>たとえば過疎化・高齢化が進んだ地区の小規模事業者が多い商工会の経営指導員については同様の状況下の商工会の経営指導員と連携し指導・支援していくことは必要なことであるが、県連合会においても各商工会の商工業者の現況を分析整理し、対応できる経営指導員を県連合会に配置し各商工会に出向き指導・支援を行える体制を構築し、指導・支援内容によっては複数の商工会を経営指導員が兼務するなどの体制の改善も必要であると考えます。</p>	<p>複数の商工会を経営指導員等が兼務する体制の検討にあたっては、県商工会連合会と協議中であり、具体的な実施については、平成24年度を目途に進めているところである。</p>
10	補助金	小規模事業指導費補助事業	(3)商工会等の合併、広域連携について	商工振興金融課	意見	<p>商工会の合併については、今後も県連合会が主体となり推進されていくと考えられるが、県が財政再建戦略のなかで商工団体の組織、業務の効率化による補助金の見直しを検討していることを踏まえ、職員雇用の観点から一定の経過期間を設けたうえで県連合会と一緒に商工会の合併を促す指導が必要であると考えます。</p> <p>また、今後、小規模事業者への経営改善普及事業をより効率的・効果的に実施していくには、各商工会での一層の広域連携の推進が必要であり、更には商工会と商工会議所では根拠法は異なるが、それぞれが地区の商工業の総合的な改善発展を図ることを目的としており同一地域内の商工会、商工会議所の指導員の交流を含めより一層の連携が必要であると考えます。</p>	<p>商工会の合併は、現状では行政合併を越えて行うことが困難であるため、広域連携の体制整備に向けて平成22年度から複数の商工会で研究事業を実施している。また、商工会、商工会議所の指導員交流については、県内各地域毎に定期的に行われているところだが、今後は、商工会・商工会議所が連携して事業を行うなど、より一層連携を図っていきたいと考えている。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
11	補助金	地域商工業夢づくり応援事業	(1)当該制度の支出の効果及び今後の事業について	商工振興金融課	意見	当該事業については、現時点では平成21年2月に策定された熊本県財政再建戦略に沿って平成21年度から平成23年度までの実施予定となっている。当年度実施された事業には平成22年に国の小規模事業者新事業全国展開支援事業やJAPANブランド育成支援事業として成果を出している事業もあり、県として中小企業の振興を重点施策に掲げていることから小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、商工会が実施する事業内容の検討を十分に行い地域商工振興に資する対象事業に絞り実施し、平成23年度以降も県の予算の許す限り継続して実施していくことが望まれる。	平成23年度以降も、これまでの事業効果を十分検証し、財政当局等と協議の上、可能な限り継続して実施していきたい。
12	補助金	中小企業団体補助事業	(1)当該制度の存続について	商工振興金融課	意見	中小企業大学校への職員派遣については商工会連合会及び中小企業団体中央会ともに平成22年度までの派遣事業としていることもあり、当該制度における補助金額も平成23年度以降大幅に減額されることが見込まれている。 このような中で、当該補助金制度を存続させる意義は少なく、今後、小規模事業指導費補助金の見直しの一環で、当該補助金については将来的な廃止を含めた今後の在り方の検討が必要であると考え。	各団体と協議を行い、他の補助事業との統合を含めた今後のあり方を検討する。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
13	補助金	商工団体等による地域経済活性化促進事業費補助	(1)当該制度の存続の是非	商工振興金融課	意見	平成21年度単年度の事業であるが、地域経済活性化は県の商工振興策の中核をなす事業と考える。県は商工団体に対する補助の見直しを進めているが他の商工団体等に対する補助金の見直しの過程において、本事業で取り組んだ支援体制を維持できるよう検討すべきである。	当該事業は国の経済対策で実施したものであり、現状で県単独での実施は困難である。商工団体が利用可能な国、県等の既存の事業活用などで対応したい。
14	補助金	運輸事業振興助成事業	(1)中央出捐について	商工振興金融課	意見	県の指導監督権限が及ばない全国団体への中央出捐という方式での補助金交付は、補助金の使用目的の適切性、透明性、効率性の把握に問題がある。中央出捐に関する部分については県の補助対象とするのではなく、指導監督権限を有する国の補助として補助事業の適正かつ有効な運用を図るべきである。 これは制度上の問題であり、県単独で解決することは困難な面があり、今後国の動向を見据えて対処することが望まれる。	国で、法制化が検討されており、今後も動向を注視する。
15	補助金	運輸事業振興助成事業	(2)近代化基金造成事業費補助について	商工振興金融課	意見	運輸事業振興のため(社)熊本県トラック協会で行う近代化基金造成の必要性は十分理解できるところではあるが、同協会の定款に規定されているように、県からの補助金のみではなく、同協会の他の事業収入や会費収入等からの造成について指導していくことが望ましい。	当協議会は、運輸局所管の社団法人であり、県は補助金以外の収入の用途については、何ら指導権限を有していないが、今回の御意見については、団体に伝える。 なお、現状は、協会の他の事業収入等から基金を造成する余裕がないため、補助金のみで造成しているものである。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
16	補助金	商店街振興組合指導事業	(1)商業まちづくり班の事業全体を通して	商工振興金融課	意見	個別の事業で効果測定ができない場合、少なくとも事業を行った事業主体ごとに、何らかの指標で効果を測定する必要があると考える。場合によっては、実施事業自体を、事業目的別に整理することも必要と考える。	班の事業の成果を現す何らかの指標は必要と認識し、これまでも来街者数や売上高等を数値目標に設定してはどうかと検討してきたが、個別事業の成果として直接結びつくものではないため、具体的な指標には設定できなかった。他県等の事例などを参考に今後も引き続き検討する。
17	補助金	まちなかづくり推進事業	(1)事業区分の必要性について	商工振興金融課	意見	<p>本事業の目的(商店街の活性化・環境整備)に沿った事業であるかを評価するに際して検討すべき重要な点は、支出に見合う活性化・環境整備の効果が見込めるかどうかであって、ソフト、ハードの違いや事業に要する費用の多寡で事業内容を区別する必然性はない。</p> <p>補助対象経費の例示を見ても、「ソフト事業」の中に「内装・設備・施工工事費」が含まれ、「ハード事業」の対象に「その他イベント広場、公園、緑地、公衆便所等 商店街の機能を高める施設」の取得が含まれているなど、申請者からするとどちらに該当するかわかりにくいものがある。いずれの事業として申請するかで採択の可能性が違うようであれば、当該事業区分を設けていること自体に問題がある。</p> <p>今後事業を継続する際には、検討する必要があると考える。</p>	<p>補助金交付要項上、商店街活性化の施設整備等を目的とするものをハード事業、空き店舗対策や高齢者の利便性向上に資すること等をソフト事業、と区分している。事業の主な目的による区分であるため、各事業の補助対象経費には、一般にいうソフト・ハード的な経費が混在しているが、この区分は、補助金の限度額を設定するための枠組みとして機能しているものである。</p> <p>補助事業の採択に際しては、支出に見合う活性化・環境整備の効果が見込めるかで判断しており、区分の違いで採択が異なることはない。</p> <p>国や他県においても本県と同様の区分で実施しているところであることから、今後も現行の取り扱いで事業を執行したい。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
18	補助金	商店街コミュニティ拠点作り支援事業	(1)補助対象経費について	商工振興金融課	意見	<p>初期費用への補助を行う目的は、「初期投資による事業開始のハードルを下げ、事業の導入をしやすくする」点にあると思われる。その目的を達成するためには、ランニングコストへの補助よりも、イニシャルコストへの補助に重点を置き、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗賃借時の保証金の補助(退去時には返還を求める) ・入店時の改装費用 <p>などを補助の対象としたほうが、より効果的になるのではないかと考える。</p>	<p>現在、当該事業は「まちなかづくり推進事業」に統合されているが、同事業においては、返還金の問題が発生する保証金は除いて、入店時の改装費用等のイニシャルコストは補助対象としている。なお、出店者の要望が多いため、家賃補助も対象にしている。</p>
19	補助金	中小企業金融総合支援事業(県制度融資にかかる損失補償)	(1)損失補償の必要性について	商工振興金融課	意見	<p>県の制度融資に対して損失補償契約により保証協会の支援を行っているが、公庫補填等の信用補完制度の活用により、当初より保証協会に対してのリスク分散は図られているものと思われる。</p> <p>県及び保証協会の財政状況等を考慮し、損失補償契約による保証協会の支援の必要性について検討すべきである。</p>	<p>制度融資においては、外部識者からなる検討の結果を踏まえた改善を行ってきているところであり、①預託による固定で低金利の資金実現、②保証料補助による利用者負担の軽減、③損失補償による融資実行性の向上の3点セットは、制度の維持・運用に効率的であり、必要不可欠と認識している。</p> <p>よって、損失補償及び保証料補助による支援が必要か否かの検討を改めて行う予定はない。</p>
20	補助金	中小企業金融総合支援事業(保証料補助)	(1)景気対応緊急保証制度について	商工振興金融課	意見	<p>景気対応緊急保証の取扱期間が平成23年3月31日までであるが、現況は早急な景気の回復は見込めない。取扱期間終了後に多額の貸倒れが発生しないよう新たな対策の検討が望まれる。</p>	<p>取扱期間終了(H23.3.31)後については、延長された金融円滑化法による条件変更、拡充された借換保証やセーフティネット保証により対応していく。金融機関や保証協会と連携し、個々の融資先の経営状況をフォローし、早めの対応を行うことで貸し倒れの発生抑制に努めている。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
21	補助金	中小企業金融総合支援事業(保証料補助)	(2)保証料補助の必要性について	商工振興金融課	意見	<p>県の制度融資に対して、保証料を補助することにより利用者の支援を行っているが、当初より信用補完制度の活用により保証料は低く抑えられているものと思われる。制度融資はそもそも保証率が低いことにメリットがあることから、さらに約0.2%強の補助率を受けたとしても、利用者にとって重要性は低いように思われる。</p> <p>県の財政状況等からすれば、できるだけ無駄な支出を抑える必要があり、今後保証料を補助することによるさらなる利用者の支援が必要か否かについて検討すべきと考える。</p>	<p>制度融資においては、外部識者からなる検討の結果を踏まえた改善を行ってきているところであり、①預託による固定で低金利の資金実現、②保証料補助による利用者負担の軽減、③損失補償による融資実行性の向上の3点セットは、制度の維持・運用に効率的であり、必要不可欠と認識している。</p> <p>よって、損失補償及び保証料補助による支援が必要か否かの検討を改めて行う予定はない。</p> <p>保証料補助が約0.2%強しかなく、利用者にとって重要性が低いとの指摘だが、そもそも保証料自体が0.45～1.90%であり、0.2%強の補助は決して小さいものではないと考える。</p>
22	貸付金	中心市街地商業活性化推進事業	(1)事業の運営主体について	商工振興金融課	意見	<p>テクノ産業財団が行っている業務は県でも十分実施可能なものであり、基金の運用もあえて財団に任せることもなかったものと考えられる。むしろ、各事業者からの申請をいったんまとめて県に提出するため、業務の手間が増えている可能性も否定できない。</p> <p>本制度については、法律の規定により指定する「公益法人」が業務を行うこととなっているためやむを得ない点はあるが、今後同様の制度を熊本県が主体となって行う場合には、基金の管理、助成の実施とも県が直接行うことで、業務の効率化を図ることも考慮すべきである。</p>	<p>今回の場合、法律の規定により指定する「公益法人」が業務を行うことになっていた。既に制度は廃止しているが、今後同様の制度を行う場合、業務の効率化も考慮する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
23	貸付金	中心市街地商業活性化推進事業	(2)助成対象経費の内容検討について	商工振興金融課	意見	理由のつきやすい項目で経費を減額し、理由のつきにくい項目で規定を超えない程度に経費を増やすことにより、結果として理由を明示することなく助成金の用途を変更する余地を与える危険性がある。 今後同様の要領を設定する場合は、文言上「経費の配分に」という個所を、「経費の配分、もしくは経費総額について」と明示するなどして、経費総額について20%を超える場合には、各経費項目全てについて理由を明示するようにし、理由の明示されない経費用途の変更が行われないように配慮するべきである。	既に制度は廃止しており、今後同様の事例は発生しないが、今後他の補助事業における参考とする。
24	貸付金	中心市街地商業活性化推進事業	(3)助成先における契約手続について	商工振興金融課	意見	助成対象経費の内容をチェックする際は、書類の不備や添付漏れがないことも重要であるが、内容に問題がないかを確認することも重要である。特に今回の経費については、対象事業全体の7割を超える支出であるため、事業全体から見ても重要な支出であり、このような場合は支出内容に不審な点がないか、正当な理由に基づく支出であるかどうかを財団としても注意してチェックするべきであったと考える。そのうえで、単純に書類上の不備であれば資料の再提出や、内部決裁資料の整備などを、助成先に対して指導するべきであったと考える。	既に制度は廃止しており、今後同様の事例は発生しないが、今後他の補助事業における参考とする。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
25	貸付金	中心市街地商業活性化推進事業	(4)適切な運用について	商工振興金融課	意見	見積書依頼先の(株)A研究所と、(株)C・D計画研究所は同じ取締役が経営していると推測される。同じ経営者が経営している2社について見積りをとったとしても、本来相見積りをとる趣旨に合致していない。 通常、取引先の役員構成までは知りえぬ情報であることが多いが、今回の案件については社名などから取締役の兼務が容易に想像できるものであった。今後管理する側も十分注意を払い、このような不適切な運用が発生している場合は、指導を行う必要がある。	既に制度は廃止しており、今後同様の事例は発生しないが、今後他の補助事業における参考とする。
26	貸付金	中小企業金融総合支援事業	(1)当該制度の運用上の問題点について	商工振興金融課	指摘	監査実施時において、平成21年4月に南日本銀行へ預託した8,500千円について、熊本県歳計現金余裕資金貸付規則に基づく請書が入手されていなかった。事務手続き上の不備であり、今後規則に基づく資料の整備保管の徹底が必要である。	事務手続き上のミスであり、今後、規則に基づく書類の確認を徹底させる。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
27	貸付金	中小企業金融総合支援事業	(1)金融機関への預託について	商工振興金融課	意見	<p>制度目的にもあるように金融機関の協力を得て預託額の数倍の融資枠と低利の融資条件を設定し、中小企業への円滑な資金供給と経営基盤の安定化に寄与することで中小企業の振興を図ることを目的とした資金の融資制度である。中小企業の資金調達において少しでも金利負担が減少することが不可欠であり、金融機関側の資金調達コストを抑えることが中小企業に対する低利融資につながるものと考ええる。</p> <p>したがって、各金融機関に対しても無利子貸付を行い、中小企業への低利で円滑な資金供給がなされるよう指導していくべきであると考ええる。</p>	<p>県が県債引受けの金融機関に直接貸付を行うことで、無利子でなくとも金利の低減効果はあると考ええる。</p> <p>また、別途保証料の補助もしているため、中小企業の負担は相当に軽減されていると考えている。</p>
28	貸付金	中小企業高度化資金貸付金	(1)延滞債権の処理について	商工振興金融課	意見	<p>前年度から引き続き回収不能先に区分されている3債権及び回収困難先に区分されている3債権については、要項第20条の7の規定に基づき債権放棄の検討をすべきである。</p> <p>債権放棄が全て良であるとはいえないが、ほとんど回収出来ない債権を長期に保有することは、行政の業務効率を考えた場合、大きな不効率といえる。今後の延滞債権処理の取り組みの参考とされ、適正な債権管理を行う必要がある。</p>	<p>高度化資金については、中小企業基盤整備機構の資金と県の資金を併せて貸し付けており、債権放棄を行う際にも、県の取扱だけでなく、機構の基準にも適合することが必要となるため、機構と連絡調整を行い、回収不能先及び回収困難先の債権放棄についての整理を行う。</p>
29	貸付金	中小企業設備近代化資金貸付金	(1)延滞債権の処理について	商工振興金融課	意見	<p>延滞債権に関する不能欠損処理については、平成21年度包括外部監査の監査の結果及び意見において指摘したとおりであり、平成21年度における回収状況を見ても回収に20年以上も要する債権が8債権あり、また、回収可能性も極端に低いと考えられる。不能欠損処理を早期に実施すべきであると考ええる。</p>	<p>決算特別委員会での議論を踏まえて、未収金対策に関する全庁的な取扱いが平成23年3月に策定されたので、その取扱いに基づき、1債権について年度内の不納欠損処理を行う。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
30	貸付金	小規模企業者等設備貸与資金貸付金	(1)当該貸付金制度について	商工振興金融課	意見	<p>設備資金貸付金を利用する企業は財務体質が比較的健全である上に、無利子の貸付金であることから、結果的に平成22年3月末現在、テクノ産業財団における延滞債権はゼロであることとなっている。</p> <p>これに対し、設備貸与資金貸付金を利用した企業は財務体質が悪化している上に、かなりの利用料を負担していることから、返済に支障をきたしていると考えられる。従って制度としては、財務体質が弱い企業にもっと負担が軽くなる制度にすべきであり、より金利負担を軽くする制度を今後は企画すべきである。</p>	<p>金利(割賦損料率)は、財団法人くまもとテクノ産業財団において、全国機関の基準をもとに調達レートや経費率により設定しており、現行利率年2.5%はH18年度から適用している。これまで利率の見直しについて検討をしていたが、資金需要の低下や未収金の発生により収益が減少したため実現には至らなかった経緯がある。</p> <p>今後は、当該資金制度のあり方を総合的に検討し、その中で利用者の負担軽減を考慮した利率設定も合わせて行っていきたいと考える。</p>
31	委託料	中小企業新事業展開等推進事業(熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一事業)	(1)基金事業の対象となる委託事業について	商工振興金融課	意見	<p>事業実施の期間が短く事業計画を熟慮する時間がなかったのは理解できるが、商工団体に限定せず民間企業に働きかけるなど、もっと雇用機会を創出する効果が高い事業に予算を使用することが望ましい。</p>	<p>平成21年から23年度までの継続事業としてスタートしているため、当該事業の見直しはできないが、今後同様の案件があれば、意見を反映する。</p>
32	委託料	中小企業新事業展開等推進事業(熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一事業)	(2)退職した職員の再雇用について	商工振興金融課	意見	<p>人吉商工会議所では、平成7年4月から平成21年6月まで雇用していた職員を、平成22年7月21日に本事業を活用し再雇用している。</p> <p>本事業を利用して人件費を削減しようという動機にならないように注意が必要と思われる。</p>	<p>今回は、雇用するに最適とされた者が結果的に6月まで雇用されていた者となってしまったが、今後同様の案件があれば、意見を踏まえて雇用する。</p>
33	委託料	中小企業新事業展開等推進事業(熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業の中の一事業)	(3)高齢者の採用について	商工振興金融課	意見	<p>本事業は、本事業を活用しスキルを身に付けた職員を本事業終了後も継続的な雇用につなげることを目指している。高齢者雇用には他の制度の活用が考えられることから、できれば本事業終了後も定年退職に該当しないような年齢の人員を雇用することが望ましいと考える。</p>	<p>今回は、雇用するに最適とされた者が結果的に高齢者となってしまったが、今後同様の案件があれば、意見を踏まえて雇用する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
34	委託料	消費動向調査集積分析業務	(1)契約方式について	商工振興金融課	意見	<p>当業務を単独随意契約とすることにつき、以下のような理由を挙げている。</p> <p>(i)委託先が県内における調査分析業務における豊富なノウハウを有していること</p> <p>(ii)データ集計のためのプログラム開発費用がかからないため経済的であること</p> <p>等が挙げられているが、上記のうち(ii)については実際に他社の相見積もりを取っているわけではないことから、本当に経済的に優位なのか疑問である。</p> <p>他社に依頼した場合、実際に費用が高額となるかどうか、最低限見積書だけでも複数徴求し比較した上で、実際に経済的かどうかを検討すべきである。</p>	次回以降、事業を実施する際には、意見のとおり、相見積もりを徴取する。
35	委託料	消費者参加型商店街づくり事業	(1)当該制度の支出の効果について	商工振興金融課	意見	<p>現状では数値による効果測定は行われていないが、その例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニターを導入して開発した商品の販売数量・金額 ・提供サービスの定着率(提供数に対するリピーターの割合) <p>などの情報を収集し、制度の有効性を検討することも有用であると考える。</p> <p>対象事業の内容によってはデータの収集が難しい場合もあるが、効果を数値化することで事業の有効性をより強くアピールすることができるため、今後可能な範囲で効果の数値化を検討すべきである。</p> <p>また、現状では事例集という形で県のホームページで事業実施時の状況を公開しているが、今後はその後の事業継続時の問題点や成功例を事業者から可能なかぎり収集・データ化し、他の商店街などの取り組みの際に役立てられるようにすることが有用であると考える。</p>	<p>現在、当該事業は「まちなかづくり推進事業」に統合しているが、同事業においても、他県等の事例を参考に、具体的な指標の設定を検討している。今後、同事業を実施する際には、効果の数値化を検討する。</p> <p>補助事業継続時の課題等についても把握し、関係者に紹介できるよう努める。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
36	補助金	くまもとテクノ産業財団運営費補助金	(1)当該制度の運用上の問題点について	産業支援課	意見	<p>テクノ産業財団に対する補助金等は、個別の委託事業等については、人件費も含めて事業ごとに委託費を支払い、一般管理費的な部分を当該運営費補助金で賄う形となっている。よって、各事業ごとで採用する人員については、当該事業の実施期間での採用となるため、人員の定着を阻害している。</p> <p>職員の入れ替わりが激しいこと、多くの事業を抱えているため各事業にかけられる時間が非常に制約されていることなどから、現在テクノ産業財団に対する利用者からの不満の声も上がっているとのことである。</p> <p>今後、よりプロパー職員の数を増やすことのできるような補助金の支給をすることが望ましいと考える。</p>	テクノ産業財団における人員の定着を阻害している原因のひとつに、財源不足によるプロパー職員の削減があげられる。本県の財政状況から補助金を増額することは難しいが、当該財団が本県をはじめ国等から委託を受ける際に、一般管理費を確保し財団の自己財源への影響を少なくしていくことが当面の課題と考えている。
37	補助金	くまもとテクノ産業財団運営費補助金	(2)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	<p>テクノ産業財団は、熊本県内の産業界、学界、行政の3者が一体となって、中小企業をはじめとする県内事業者の研究開発を支援することを目的として、熊本県、熊本市他の出資で設立された財団法人である。熊本県として実施すべき事業であるが、法律上の制約や、物理的な制約から直接実施することができない場合に、テクノ産業財団がかわりに事業を行う関係にある。</p> <p>よって、テクノ産業財団は熊本県の産業振興に関する実践部分を担う存在であり、今後も存続する必要性が高いと考えるため、テクノ産業財団の運営を補助することは必要であると考える。</p>	今後も必要に応じて、テクノ産業財団への補助を実施したい。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
38	補助金	下請振興対策事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	<p>下請振興対策事業と中小企業支援センター事業等の他の事業は、実施している事業の内容が重複しているような印象を受けるものがある。</p> <p>それぞれ対象とする業種や、支援対象企業の規模等により利用される事業が異なることであるが、利用者からすればワンストップサービスであれば特に問題はないと考える。むしろ事業を整理することで、各事業に共通の管理費等を効率化できる可能性があることから、事業の整理について検討を必要とする。</p>	平成23年度から、下請振興対策事業と中小企業支援センター事業を統合し、事業革新支援センター事業とした。
39	補助金	下請振興対策事業	(2)当該制度の運用上の問題点について	産業支援課	意見	<p>下請振興対策事業はテクノ産業財団の中心的な事業の一つであるが、年々予算は減少傾向にある。テクノ産業財団の基幹業務であることから、その存在意義を考えれば予算を削る方向性はテクノ産業財団の存在意義を否定することにもつながることから、安易な予算削減は問題があると考ええる。</p>	県の財政状況等を考慮しながら、必要な予算措置を講じていく。
40	補助金	県中小企業支援センター	(1)他の事業との住み分けについて	産業支援課	意見	<p>下請振興対策事業は取引に関する部分の支援を対象とし、中小企業支援センター事業はそれ以外の部分を対象としている。ただし、下請振興対策事業は製造業中心と業種を限定していることから、中小企業支援センター事業でも製造業以外の業種については取引に関する相談にも対応する。</p> <p>このように、同じような目的をもった事業が複数存在することから、当該支出がどの事業から支出すべきであるかがわかりにくい。また、利用者からしてもどの制度を利用すべきかわかりにくく、利用者側の視点にたった仕組み作りが不十分であると考ええる。</p>	平成23年度から、下請振興対策事業と中小企業支援センター事業を統合した。名称は事業革新支援センター事業となるが、今後も必要に応じて事業の統廃合は検討する必要があると考えている。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
41	補助金	県中小企業支援センター	(2)PM及びSMの資質について	産業支援課	意見	非常に幅広い業務内容となっており、適任者を選任にすることが困難であると考え。しかし、資格要件についてはごく一般的なものであり、当該事業の目的を達成するために必要とされる資格要件の定義が十分ではないと考える。PM及びSMの資質は、当該事業の目的達成に重要な影響を与えることから、今後資格要件について十分検討する必要があると考える。	テクノ産業財団にノウハウを蓄積していくため、平成23年度は、PM、SMについては任期付ではなく、プロパー職員を配置した。
42	補助金	地域プラットフォーム活動支援事業	(1)インキュベーション・マネージャーの育成事業について	産業支援課	指摘	テクノ産業財団にインキュベーション施設の運営を任しているのは、財団にその能力が備わっていると判断されるためであるが、さらに施設の効用を高めるためにインキュベーション・マネージャーといった人材が必要となる。よって、熊本県として当該マネージャーの育成を推進している。 しかし、当該事業は補助事業として実施されており、テクノ産業財団の自主事業に対する補助となっている。事業運営に不可欠な人材で、熊本県として育成を求めらるるのであれば、契約形態は委託事業が適切であり、今後契約形態の見直しが必要であると考え。	平成22年度からはインキュベーション施設の運営管理を「委託」により実施し、当委託事業において、入居企業支援の更なるスキルアップのためのマネージャー育成も行っている。
43	補助金	地域プラットフォーム活動支援事業	(1)事業の整理の必要性について	産業支援課	意見	当該事業のうち、インキュベーション施設入居企業支援事業については、専門家の派遣業務と内容が重複する部分があり、企業側からすれば両事業の色分けが分かりにくいと考える。さらに、数年に一度はテクノ産業財団への委託事業の整理を実施する必要があると考える。	インキュベーション施設入居企業支援事業では個別の企業に対して専門家を派遣する支援は行っていないため、専門家派遣事業と重複する部分はないと考える。 テクノ産業財団への委託事業については、毎年度の予算編成時に整理をしていく。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
44	補助金	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金)	(1)事業の評価について	産業支援課	指摘	<p>独立行政法人科学技術振興機構(以下、「JST」という。)の事業目標は材料としてのKUMADAIマグネシウム合金の開発、生産基盤の確立であり、最終の企業化、製品化までは範囲に含めていない。しかし、熊本県としては当該合金を使用した製品の開発、これを生産する企業の誘致による産業振興までが目標であり、JSTの評価をもって熊本県の評価とすることはできないと考える。</p> <p>JSTの評価によれば、材料としてのKUMADAIマグネシウム合金の開発、生産基盤の確立はスケジュールどおり進行していることになっているが、熊本県が目標としている製品化までには解決しなければならない課題も多く存在しているため、独自のスケジュールとそれによる管理・評価手法を持つ必要があるが、監査時点では具体的なものは存在しなかった。</p> <p>熊本県として、最終目標である製品化、企業化までのスケジュールを作成し、これによって事業の進捗状況の管理・評価を実施する必要があると考える。</p>	<p>事業化については、これまで、商品化研究会の活動、試作品の研究開発(平成21年度～)等を行い、企業化に向けた取組みをしているところであり、また、年に2回の企業化促進会議や2か月に1回開催される企業化促進企画部会において、事業計画の検討や進捗管理を行っている。</p> <p>プログラム終了後のフェーズⅢ以降の取組みについては、これらの会議とは別に、フェーズⅢで想定している研究開発センター、加工技術センター、新事業支援・教育研修センター及びこれらの3つのセンター機能の連携を図るための実用化推進本部の実現に向けて、熊本大学や(財)くまもとテクノ産業財団等と協議を重ね、準備を進めているところ。</p> <p>さらに、県内でKUMADAIマグネシウム合金試作工場を整備する企業も出てきたことから、操業支援をするとともに、KUMADAIマグネシウム合金加工技術を持った企業の育成を進めている。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
45	補助金	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金)	(1)熊本県としての研究開発事業への関与の仕方について	産業支援課	意見	<p>JSTの地域結集型研究開発プロジェクトは、産学官の三者が協力して、研究開発を進めていく事業である。しかし、研究期間は5年と短く、KUMADAIマグネシウム合金のように素材研究段階にある研究を、製品化、企業化の段階まで進めるには、非常に時間とコストがかかるものと考ええる。</p> <p>通常素材の研究・開発だけで4～5年かかることから、その後の製品化、企業化までには10年近くの年月がかかる可能性がある。このような長いスパンで関与が必要となる事業に対して、自治体が全面に立って支援するような手法が適切であったか疑問である。</p>	<p>今回のプロジェクトは、H13年に開発されたKUMADAIマグネシウム合金の“実用化に向けた製造基盤技術の開発”であり、素材そのものが開発してから5年経過後の取組みであり、支援については適切であったと考えている。</p> <p>また、地場の自動車関連産業の振興を図る県としては、同合金が自動車部品として実用化の可能性が高く、地場企業が参入できる部分も多いという点からも全面的支援は必要であったと考えている。</p> <p>今後も県が申請者となる公募事業については、費用対効果や企業化の可能性について十分精査したうえで応募及び事業の支援を行っていく。</p> <p>なお熊本県は、JSTの地域結集型研究開発プログラムにおいて2件採択を受けているが、平成11年に採択された「超精密半導体計測技術開発」では、既に製品化されており、県内企業が売上を伸ばした実績がある。</p>
46	補助金	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金)	(2)中長期的な具体的な支援方針の必要性について	産業支援課	意見	<p>このような大掛かりなプロジェクトについては、自治体としていつまで関与するのか、どこまで支援するのか、判断がとても難しい。特に今回事業については熊本県が主導でJSTへの申請を行っており、熊本県が一番先に撤退することは事実上困難であると考ええる。</p> <p>どの段階まで研究開発が進捗すれば熊本県としての目標が達成できるのか、熊本県としての撤退時期について、検討をする必要があると考える。</p> <p>また、熊本県の財政事情がひっ迫している現状において、JSTのプロジェクトが終了した後、自治体としてどのような支援をすることが適切であるか、慎重に検討すべきであると考ええる。</p>	<p>プログラム終了後のフェーズⅢについては、番号44で記入のとおり現在熊本大学、(財)くまもとテクノ産業財団、県をメンバーとするワーキングで検討を進めている。</p> <p>また、目標である「KUMADAIマグネシウム合金の拠点形成の基盤構築」達成に向け、地域企業がKUMADAIマグネシウム合金を円滑に入手できるための仕組みの構築と地域企業による加工技術の習得が必要であり、その支援に関してもワーキングで検討している。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
47	補助金	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金実用化研究開発補助金)	(1)施設の利用制限の緩和の必要性について	産業支援課	意見	<p>当該事業に参加している民間企業の不満としては、製品化のための材料の供給が少なく、試作等が気軽にできない状況があげられる。他にも、生産は熊本大学の施設しか使用できず、使い勝手が悪いとの苦情が出ている。これはJSTの資金で取得した施設は学術研究を優先しなければならないため、企業側が使用するには制約があり、熊本大学の研究を優先されるためである。</p> <p>このような製品化、企業化に向けた障害を早急に取り除かなければ、さらに実用化までに時間がかかり、熊本県としての支出が増加する可能性があるため、早急な解決が望まれる。</p>	<p>材料需要の増加に応じるため、平成23年1月29日から3月末まで熊本県地域結集型研究開発プログラムのメンバーである不二ライトメタル(株)から熊本大学コア研究室に技術者2名を派遣し、土、日を利用して素材を生産している。さらに4月からは「ふるさと雇用基金」を活用して(財)くまもとテクノ産業財団に委託して技術者等(5名)を採用し、素材を生産することで材料の安定的な供給を図っている。</p>
48	補助金	知的財産推進事業(熊本TLO事業補助金)	(2)熊本県としての実態把握について	産業支援課	指摘	<p>特許件数、マッチング件数は報告を受けているが、実際にどの程度問い合わせがあったか、営業としてどの程度訪問しているか等の件数については、熊本県としては把握できていない。テクノ産業財団の自主事業ではあるが、補助することによる効果を期待するのであれば、結果だけでなく活動状況にも注意を払う必要があったと考える。なお、現在の補助要項には問合せ件数について記録・報告する規定が存在しないため、今後同様の事業を実施する場合に規定化を検討する必要がある。</p>	<p>当事業は平成22年度で終了したが、ご指摘のとおり、今後、同様の事業を実施する場合には、活動状況等も把握できるよう規定化を検討する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
49	補助金	知的財産推進事業 (熊本TLO事業補助金)	(1) 当該事業の存続の是非について	産業支援課	意見	熊本TLOでは熊本県側から売り込みに行っていることから、どうしても営業力が弱かった。熊本大学は国立大学法人化したことから、独自に営業をするようになっており、技術シーズの提供も減少している。さらに、崇城大学、熊本県立大学以外は独自の知的財産に関する組織を設けており、東海大学については独自の営業力があり、熊本県立大学については出願特許の提供はないが県立大教員からの譲渡はあり、ライセンス料の還元も行った。 よって、熊本TLOは制度としては役回りが終わっており、廃止を検討する必要があると考える。	当事業は、平成22年度で終了している。
50	補助金	知的財産推進事業 (熊本TLO事業補助金)	(2) 事業廃止後の特許権の管理について	産業支援課	意見	特許権の大半は熊本大学に譲渡する予定であり、年金等のランニングコストは発生しないが、一部利用しづらい特許権について譲渡できないものが発生する見込みである。これについては、事業が終了することから収入は無いが、年金等のランニングコストが発生することから、テクノ産業財団の財政を圧迫する。特にEU圏内で取得した特許権についてはコストがかかることから、今後発明者に特許権の放棄を打診する必要があると考える。	権利譲渡、発明者への返還、企業への有償譲渡、放棄により処理済みである。
51	補助金	知的財産推進事業 (産学行政連携マッチング支援事業費補助金)	(1) 当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	TLOでは大学の研究成果を企業側に移転させることで、「知的創造サイクル」を生み出すことを目指している。これに対して、当該事業は共同研究を推進するための補助事業であり、成果を出すためにはまだ相当な時間とコストがかかる段階での支援である。共同研究の結果次第では研究成果が上がらない可能性もあり、本当に産業支援策としてここまで必要なのかは疑問である。	本事業の実施により、その後、国の大型プロジェクト(5年間、初年度20億円)の採択を受けたものやKUMADAIマグネシウム合金の事業化につなげるための加工技術の取得、書類保管庫の防菌・防かびシステムの製品化につなげるもの等、全ての案件(4件)において研究成果が大型プロジェクトや実用化につながるものであった。 なお、当事業は平成21年度で終了した。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
52	補助金	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)	(1)補助対象経費について	産業支援課	指摘	産業支援課が発行している「補助金の手引き」によると汎用性のある機器(パソコン等)の購入は補助対象外となるが、本事業においては、パソコンリース料として年間135千円(3台分)が支出されている。リース取引は実態として購入と変わらないことから補助対象経費として妥当かどうか疑問である。 また、パソコン3台をリース契約して使用しているが、嘱託人件費は1名だけ計上されており、残りはくまもとテクノ産業財団の職員が手伝うために利用しているとの説明であるが、職員の補助作業にかかる人件費も計上すべきである。	①本パソコンは、本事業実施のために必要なものということで、対象経費として認めたものであるが、今後、リースを認める場合については、事業目的に必要な期間であるかどうかをさらに厳格に確認のうえ、必要と認められる限度に限って認めることとする。 ②人員の配置については、補助事業者である(財)くまもとテクノ産業財団においてまずは考えるべきものと考えますが、御指摘の観点も踏まえ、事業実施に必要な人員の配置となっているかどうか、今後、申請内容のチェックを行う。
53	補助金	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)	(2)補助金に係る消費税の処理について	産業支援課	指摘	(財)くまもとテクノ産業財団は課税業者であるため、補助対象経費に消費税を含めてはならない。しかし、本事業においては税込金額を補助対象経費としているため、補助対象経費が過大となっている。ただし、平成21年度は補助率が2分の1を下回っているため補助金額に影響はない。	今回については、補助対象経費の1/2が補助上限額以上となり、消費税を含めても全体として影響がなかったが、場合によってはご指摘のとおり、補助対象経費が過大となる可能性もあるため、今後、適正な処理に留意する。
54	委託料	工業振興ビジョン策定に係る調査業務	(1)計画策定のスパンについて	産業支援課	意見	工業振興ビジョンの策定は10年おきになされており、内容としては今後熊本県の工業が目指すべき方向性についての中長期的な計画となっている。前回の策定が平成12年、その前が平成5年と比較的長いスパンで策定されているが、変化の早くなった現代において、この10年スパンで問題がないか検討する必要がある。	計画期間については策定前に検討した結果、方向性を示すビジョンについては10年間の計画を策定するが、5年間のアクションプランを策定し、進捗状況を管理するための委員会を設置し、毎年事業の見直しを行っていくことにより、経済情勢の変化に対応していくこととした。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
55	委託料	工業振興ビジョン策定に係る調査業務	(2)途中での計画の修正の必要性について	産業支援課	意見	特に平成12年からの10年間の間に、リーマンショックといった全世界的に経済不況が起きていることから、平成12年に策定した工業ビジョンの目標については達成できていない部分も多い。このような工業振興ビジョンの内容に重要な影響がある事象が生じた場合は、途中で修正を行う必要があると考える。	平成23年度、進捗状況を管理するための委員会を設置し、設定した18の指標をもとにPDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて内容の見直しや新たに取り組むべき事項に反映していくこととした。
56	委託料	平成21年度地場産業と大企業の取引拡大支援事業	(1)当該制度の存続について	産業支援課	意見	「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」でも本事業と同内容の委託を行っており、両者の違いがどこにあるのかが不明瞭である。また、マッチング対象企業の選定は「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」との共催となっており、この面でも事業範囲の重複が懸念される。 実態としては、「平成21年度地場企業と大企業の取引拡大支援事業」における人材不足等の問題もあり、当該事業は「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」の補助的な事業となってしまうとのことである。 当該事業は、平成24年度以降は規模を縮小して継続する方針とのことであるが、「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」との整理統合を検討すべきである。	平成22年度は、「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」に整理統合し、廃止している。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
57	委託料	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	(1)委託料精算金額について	産業支援課	指摘	<p>受託者が法人内で作成している事業別収支計算書と県に提出した精算書の金額とが不整合であった。不整合となった理由は、収支計算書に計上されている勘定科目別の金額合計を、精算書で要求されている需用費等の目的別の区分に組替える際に、集計を誤ってしまったためである。</p> <p>また、精算書は税抜きで記載し最後に消費税を加算することになっているが、組替え転記する際に消費税込みの金額をそのまま記入しているため、消費税が二重に計上されている。</p> <p>委託料の精算にあたっては精算書の内容に誤りのないよう、受託者側の事務管理状況を確認すべきである。</p>	日頃から受託先の事務処理全般について指導しているところであるが、収支精算書の内訳の詳細についての確認に不十分な点があり、集計ミス及び消費税の計上誤りを発見できなかった。計上誤りについては、検査を行い、適正な額を算定のうえ、再度確定の処理を行い、平成23年3月18日に返納処理を完了した。また、平成22年度の検査においては、今回指摘の点を含め、適切に確認を行っている。
58	委託料	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	(2)実績の把握について	産業支援課	指摘	<p>成約金額ベースでの実績を把握して、投入した資本と比較することにより成果の測定が可能と考えられるが、県では平成21年度実績について成約件数ベースでの実績把握ができていない。</p> <p>支出効果を測る上でも事業実績の把握は不可欠であると考え。なお、平成22年度からは成約件数の報告を求めている。</p>	平成21年度は、事業初年度であり、また補正予算に基づく年度途中からの事業開始となったため、年度末までの期間が短く、成約件数を目標として設定しなかった(マッチング件数(商談等設定件数)等を目標として設定した。)。平成22年度からは、指標として成約件数及び成約金額の把握を行っている。
59	委託料	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	(1)経過報告に関する事項について	産業支援課	意見	<p>ビジネスエージェント用に「熊本の産業受注企業ガイドブック」(企業情報19社、商品情報5件)を作成し、企業・商品の内容を一件ごとに詳細把握し、マッチングの資料としている。マッチングの状況は連絡会議で経過報告している。当初は2か月に1回の予定であったが、現在は3か月に1回開催している。</p> <p>連絡会議の議事録は作成されていないとのことであったが、可能な限り議事録を作成し、ノウハウの蓄積を図ることが望ましい。なお、平成22年度からは議事録を作成しているとのことである。</p>	逐語的なものではないが、平成22年度から議事録を作成しており、平成23年度も作成予定であることを確認している。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
60	委託料	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	(2)当該制度の存続について	産業支援課	意見	<p>ふるさと雇用再生基金の制度趣旨は、今後地域において継続雇用が期待される事業を対象としている。このため、当事業により新たな雇用が創出されなければ、事業の枠組みとして本来の趣旨に反することになる。</p> <p>現状では平成21年度雇用した8名(事務補助員2名含む)のうち、1名が民間企業に就職したにとどまっている。</p> <p>平成22年度はさらに2名、補充1名、延べ8名がビジネスエージェントとして勤務し、事務補助員を2名増員している。この中から、ビジネスエージェントとしてどの程度人材を育成・確保できるのか、又は、エージェントが県内企業に再就職できるかどうか、事業存続に影響を与える。</p> <p>したがって、今後は基金制度終了後の事業展開を見越した人材確保を行うとともに、基金制度の趣旨に沿った継続的雇用とのバランスを考える必要がある。</p>	基金制度終了後の事業展開を見越し、(財)くまもとテクノ産業財団のプロパー職員を育成するとともに、十分な事業実績を残すことにより、エージェントの県内企業への就職につなげていく。
61	委託料	自動車関連受注拡大支援事業	(1)報告の様式について	産業支援課	意見	<p>熊本県に対して提出する「業務完了報告書」の様式はあらかじめ決められており、基本的には実施した事業について簡単に記載するようになっている。しかし、テクノ産業財団担当者によれば、当該事業を実施することにより得られるであろう効果は多く存在し、これを報告書に記載できておらず、実態が報告できる様式とはなっていない。</p> <p>今後、形式的ではなく、より実態を把握できるような報告書の様式を検討すべきであると考える。</p>	様式は定めていないため、他の類似した業務委託の報告書の様式に替えていた。 今後、委託業務の効果・実態をより把握可能な報告書の様式を定める。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
62	委託料	自動車関連受注拡大支援事業	(2)契約方法について	産業支援課	意見	<p>当該事業の契約方法は単独随意契約であり、理由は「県内企業の業務内容や取引状況はもとより、事業者メーカー等の発注情報や業界動向にも精通しており、このような機関は他にないため」とされていたが、平成22年度以降は熊本県工業連合会に移管している。</p> <p>当該業務に最も適しているとの理由で単独随意契約を行っていたが、平成22年度に変更されていることから、単独随意契約という方法を採用したことには問題があったと考える。</p>	委託先が平成22年度に自動車関連取引拡大推進協議会に変わったものであるが、平成21年度は同協議会に受託体制が未整備であったため事務局を努める財団法人くまもとテクノ産業財団と単独随意契約したものあり、問題はなかったと考える。
63	委託料	自動車関連受注拡大支援事業	(3)熊本県工業連合会に移管した後の運営について	産業支援課	意見	<p>平成22年度より熊本県工業連合会に受託者が変更となっているが、移った後の事業の運営が適切にできるかが疑問である。他県はテクノ産業財団と同種の団体が自動車工業連合会の会議に参加している。平成22年度以後もそれ以前と変わらぬ運営がなされるように、熊本県としても十分モニタリングを実施する必要があると考える。</p>	平成22年度から自動車関連取引拡大推進協議会の事務局が熊本県工業連合会に移り、同協議会の受託体制が整備されたため、結果的に受託者が同協議会に変更になったが、円滑な運営が行えるよう務めるなど、県としてのモニタリングも実施している。
64	委託料	水素燃料電池自動車研究開発対策事業	(1)当該事業の運用上の問題点について	産業支援課	指摘	<p>当該事業の企画提案書においては、当該事業は調査事業と位置付けられており、出展だけでなく、メーカーからの聞き取り調査を行うことまで内容に織り込まれているが、業務委託契約書には調査に関する記載は入っていなかった。</p> <p>担当者に確認したが、調査業務自体は実施しているとのことで、契約方法について問題があると考え。</p> <p>また、調査の結果について提示を求めたが、記録は残していないとのことであった。調査結果の記録を残していないことから、調査自体の実施意義が不明であり、事業の実施の意義が不明である。</p>	委託先とは調査業務を行うことで了解済であったが、契約書上盛り込むことに漏れがあった。調査結果は記録に残しておくべきだったが、メーカーからの聞き取り結果から、次世代自動車の普及見込や課題が把握され、「EV・PHVタウン構想」作成に反映し、経産省から選定を受けることが出来た。契約書の作成については今後十分注意したい。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
65	委託料	水素燃料電池自動車研究開発対策事業	(1)当該事業の支出の効果について	産業支援課	意見	<p>「2010くまもと産業ビジネスフェア」の展示写真を確認したが、展示ブースには出展している自動車メーカー及びディーラーの名前は確認できたものの、熊本県の名前は確認できなかった。当該出展は熊本県主導であり、熊本県としても次世代のクリーンエネルギーについて積極的に取り組んでいることを広く来場者に対してアピールできていない。来場者からすれば、単なるディーラーが出しているブースとしか認識しないものと考えられる。</p> <p>したがって、当該事業については実施する必要性が感じられなかった。</p>	<p>熊本県の名前がなかったのは反省点であり、今後の参考とする。しかし、こういった事業を行ってきたことにより、平成22年度に本県とホンダの実証実験に関する包括協定締結や、2011ビジネスフェアで電気自動車車輦群が展示でき、本県の次世代パーソナルモビリティへの取り組みなどをアピールすることが出来た。</p>
66	委託料	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	(1)業者指名に関する絞り込みの過程の記録について	産業支援課	指摘	<p>県庁内にあるシステムにより交通調査業務を実施している企業のリストを作成し、そのうち今回のテーマに合う調査業務をしている企業を管理調達課が作成しているファイルを見ながら絞っている。</p> <p>しかし、その絞り込みの基準や過程について、明確な記録は残されていない。上記によりコンペへの参加資格があると判断された40社のうち、企画コンペへの参加の意思を表明したのは19社、うち最終的に出席したのは9社と4分の1以下に減少している。当初の絞り込み自体が適切な基準で行われていたか、疑問の残るところであり、判断基準等を記録として残しておく必要があったと考える。</p>	<p>当初の絞り込みは、管理調達課にて過去2年間の同様の事業を行っている企業を調査し行っている。企画コンペ参加企業の減少要因は、広範囲な調査事業のため出来ないと判断した企業、金額的に割が合わないと判断した企業等によるものと思われる。</p> <p>なお、本事業は平成21年度限りで終了しているが、今後同様の事業を実施する場合は、判断基準等を記録として残す。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
67	委託料	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	(1)プロポーザルの採点方法について	産業支援課	意見	<p>9業者のうち、8業者は300～400点程度であるが、契約している業者は600点超の点数を獲得しており、大きく点差が開いている。しかし、採点表には詳細なコメントが少なく、何が評価されこれだけの点差が開いたのかが不明である。</p> <p>採点表も「調査方法が適切か」等の漠然とした質問であり、今回のような特殊な調査で他に前例がなく、また今後の事業展開に大きな影響を与えるような事業の場合、採点に関するより詳細な記録を残す必要があったと考える。</p>	本事業は平成21年度限りで終了しているが、今後同様の事業を実施する場合は、より詳細な記録を残す。
68	委託料	夢挑戦プラザ21販路拡大等推進事業	(1)委託費用の内容について	産業支援課	指摘	<p>委託先収支精算書の旅費支出の中に、架空旅費、経費として認められない車両の修繕費等、不適切な支出が合計133万円含まれていた。収支精算書の旅費の支出日が、会員企業立替分の精算分として3月31日に支出として処理されており、しかも各社万単位や5千円単位と実費とは考えられない金額で精算されていることは不自然である。</p> <p>収支精算書だけでなく、立替精算の内訳までチェックすれば委託料支払前に発見できたと思われる。今後補助金や委託料等の検査については十分留意すべきである。</p> <p>また、架空経費計上の動機が平成22年度の本事業保証金70万円が準備できないことであることを考えると、委託先の選定にも問題があったと思われる。</p>	<p>監査を受け、直ちに実地検査を行い、1,336,622円を返納させた(H22.12.10)。</p> <p>指摘を受け同事業は平成22年度で終了しているが、今後、他の事業も含めて、御意見を踏まえて対応する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
69	委託料	大学連携型起業家支援事業	(1)マネージャーの 人件費の振替 について	産業 支援 課	指摘	マネージャー1名分の人件費の半分をプラットフォーム事業(補助事業)の人件費に振替えてあるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。	1名は大学連携(1/2)と夢プラ(1/2)の兼務であり、人件費も両事業で負担しているが、支払科目を統一して夢プラの事業分を大学連携に振り替えて支払った。今後、振替を行う場合には、数値的根拠を明確にする。 平成22年度は振替はない(事業を整理済み)。
70	委託料	地域連携型イン キュベーション施設 管理運営業務	(1)マネージャーの 人件費の振替 について	産業 支援 課	指摘	人件費のうち955千円は、熊本県インキュベーション施設管理運営業務のマネージャー1名の1月～3月の給与相当額の振替である。勤務状況を地域連携型事業に 関与する時間が総勤務時間の4分の1と判断した処理であるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。	今後、振替を行う場合には、数値的根拠を明確にする。 平成22年度は振替はない(事業を整理済み)。
71	委託料	地域連携型イン キュベーション施設 管理運営業務	(1)インキュベーション施設 管理運営業務の統合 について	産業 支援 課	意見	当事業はまだ1年間の実績だけであり、今後の推移を見守ってもよいと思われる。ただし、県インキュベーション施設管理運営業務は、人件費や広告宣伝費、チラシ作成料、セミナー開催費用等、共同で支出する費用も多いため、他の施設の管理運営業務と統合することによる効率化の検討も必要である。	平成22年度からはインキュベーション施設管理運営事業に既に統合している。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
72	委託料	コーディネイト活動促進事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	<p>景気低迷の影響から、企業側は基礎研究等にコストをかける余裕がなくなっている。大学等の研究機関からすれば、国等からつく補助金の額が削減されていることから、積極的に民間企業等から資金を集める努力をしている。よって、双方に連携するメリットがあることから、産学連携をコーディネートする当該事業の存在意義は高いものと考ええる。</p> <p>しかし、熊本県としても財政状況が厳しい中、際限なく支援を行うことはできない。よって、当該事業が達成すべき目的を明確にし、年間のプロジェクトの採択数、連携による事業化数等の数値的な目標を設定する必要があると考える。</p>	<p>本事業は平成21年度で廃止し、平成22年度から「オープンイノベーション推進員設置事業」として産業技術センター内の社団法人発明協会熊本県支部に委託して、公募型事業(国プロジェクト)採択に向けたアドバイスやオープンイノベーションの推進のため産学間、産産間のマッチングを行う事業を実施している。成果の指標としては、国プロジェクトの採択数及びマッチングの件数としている。</p>
73	委託料	コーディネイト活動促進事業	(2)事業形態について	産業支援課	意見	<p>当該事業の契約形態は随意契約である。理由としては、業務の専門性が高く、他に当該事業を実施できる団体が存在しないためとのことである。</p> <p>しかし、実態としては当該事業を実施するために人員を確保しており、随意契約の理由としては十分ではないと考える。むしろ産学連携の支援という設立目的を持つ(財)くまもとテクノ産業財団の自主事業として実施してもらい、これを熊本県が補助するといった事業形態が適切ではないかと考える。</p>	<p>本事業については、本県産業界における「技術部」である産業技術センターの役割を充実させるため(1)で説明のとおり平成22年度からは事業名および事業内容を変更して実施しており、業務の専門性もある程度必要であるが、それ以上に産業技術センターとの連携が重視される事業となったため、当センターと連携が取れる複数団体から見積を徴して、契約を締結している。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
74	委託料	農林漁業者ニーズ製品化支援事業	(1)支出実績の精算額について	産業支援課	指摘	<p>テクノ産業財団から提出された支出実績の精算額と財団内部で作成している事業別収支決算書を突合したところ、人件費について73,754円の差異があった。当該差異の発生理由は福利費の振替もれによるものである。</p> <p>担当課が県に精算書を提出する決裁日が3月31日であるのに対して、財団内で決算が確定するのは5月中旬以降であり、県に対して提出する報告書に反映できる決算内容に限界がある。決算振替を行っている事項については、県への精算書提出時に反映させることは困難であり、事後的に決算書を追加提出することを求める等により、情報の補完をする必要があると考える。</p>	<p>当事業の委託先であるテクノ産業財団と連絡を密にし、情報の補完等を行うこととする。なお、平成21年度分については、過大交付分の返納を求めた。</p>
75	委託料	在宅勤務型ビジネスモデル支援事業	(1)事業内容と基金制度の趣旨との整合性について	産業支援課	指摘	<p>ふるさと雇用再生特別基金の趣旨が「(前略)地域における雇用継続が期待される事業において(中略)安定的な雇用機会の創出を行う」とされていることから、単に新規雇用を生み出すだけでなく、雇用が継続されるかどうか重要な要素であると考えられる。</p> <p>事業の結果は、「業務完了報告書」に記載されている。ここでは新企業の成果、在宅勤務の効果、雇用の波及効果、雇用の継続可能性、次年度に向けた課題・問題点等が記載されている。この記載内容を検証することにより、在宅勤務という就業形態が新規雇用創出及び雇用継続に対してどのような効果があるのか、あるいは、どのような点を改善すべきか等の有用な情報が得られると考えられる。</p> <p>基金の趣旨を達成するためにはそのような分析を行い、在宅勤務支援事業に関する今後の制度設計の参考とすることが必要である。</p>	<p>在宅勤務による新規雇用創出効果、雇用継続効果、改善を要する点等は、事業の成果と課題として取りまとめ、分析を行い、在宅勤務支援事業の今後の制度設計の参考とする。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
76	委託料	在宅勤務型ビジネスモデル支援事業	(1)審査方法について	産業支援課	意見	<p>審査結果を確認したところ、各委員で評価が大きく異なっているものがあった。審査を行う際の基準としては審査項目別に「審査の視点」が示されているが、抽象的な表現に止まっており、審査結果は審査員個々の判断によるところが大きいものと推察される。</p> <p>5段階評価では「特に優れている」、「特に劣っている」場合、それぞれ10点、0点の評点が付されることになる。しかし、その判断は審査員の資質に委ねられているのであるから、審査の恣意性を排除するためには、そのような評点が付された場合その判断の理由を必ず記載するように求めることが望ましい。</p>	特記事項は審査表に記入することとしており、既に対応している。
77	委託料	企業人材育成事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	<p>参加企業をみると県内でも名の通った企業が多く、有料であっても参加することが予想される。参加人数等をもみても、話題の講師を招いたときは参加人数も多く、参加者の興味を引くテーマ及び講師をどう選定するかが重要となる。</p> <p>話題の講師を招く場合は、多くの場合県外から来てもらう必要があるため、交通費や宿泊費等のコストがかさむ。予算を削減された年度については、県外から講師を招く回数を減らし、県内で講師を選定することで予算を調整するため、どうしても講師や選択できるテーマが制限される。</p> <p>当該事業の目的達成のために必要であれば、コストがかかってでも講師を招く必要があり、その場合は実費徴収を検討してもよいのではないかと考える。</p>	<p>・セミナーの参加人数を増やすためには、県民への幅広い周知が必要であり、平成22年度は県や熊本県工業連合会のホームページ等を利用して広報しており、参加人数も増加している。</p> <p>・特別セミナーに関しては、試験的に有料で、県外から著名な講師を招き話題のテーマの講演の開催を検討中である。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
78	委託料	中小企業経営革新フォローアップ調査事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	<p>調査結果については毎年3月に報告を受けているが、この報告内容がその後具体的に熊本県の施策にどのように反映されているか確認できなかった。</p> <p>また、報告の中には計画の進行状況が芳しくないものもある。さらに、経営革新計画の承認を受ければ得られるであろう様々な支援制度について、確認した企業は殆ど利用されていなかった。</p> <p>このような状況に対して、特に熊本県として対応がとられていないことから、当該フォローアップ調査の活用方法について、再度検討の必要があると考える。</p>	<p>今後は、フォローアップ調査結果から成果と課題を把握し、承認計画の円滑な実施に必要な指導、助言を行っていく。</p>
79	委託料	中小企業経営革新フォローアップ調査事業	(2)契約方法について	産業支援課	意見	<p>契約方法は「本業務を行える機関が他にない」ことを理由に、単独随意契約がなされているが、調査後の十分な指導、助言がなされていない状況からすれば、(社)中小企業診断協会熊本支部が当業務を行うにふさわしい団体であるか疑問である。他にも同様の業務を行える機関は存在すると考えられることから、競争入札又は専門家派遣方式に変更することも検討すべきである。</p>	<p>再度23年度に当該事業の業務を行える機関があるか否かの検討を行う。</p>
80	委託料	研究助成事業獲得支援事業	(1)事業の管理体制について	産業支援課	指摘	<p>監査時点で熊本県の担当者は最終の更新日について把握しておらず、当該事業の管理が十分できていない可能性が高い。研究者に対して有用な情報を適時に提供するためにも、定期的に情報を更新することを徹底する必要がある。</p>	<p>同種の民間等のデータベースも充実してきたことから、当事業については平成22年度限りで終了した。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
81	委託料	研究助成事業獲得支援事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	平成22年12月中旬時点でのホームページの最終更新日は平成21年9月2日であり、1年以上アップできていない。これは緊急雇用対策の隣時職員が対応していたことから、雇用期限が切れた後がアップできていない。 日本学術振興会にも同様のホームページがあり、また今後管理するにもメンテナンスの委託費、サイトをアップする人員の人件費等のコストがかかることから、今後廃止について検討する必要がある。	同種の民間等のデータベースも充実してきたことから、当事業については平成22年度限りで終了した。
82	委託料	産学行政連携共同研究開発促進事業	(1)当該制度の存続の是非	産業支援課	意見	当該事業に対する応募数は、平成20年度で4件、平成21年度で3件と、応募数は多くない。特に支援対象の研究開発を重点5項目(新製造技術、情報通信、バイオテクノロジー、医療・福祉、環境)から1件、異分野融合枠(重点5項目のうち複数の分野を融合した研究)から1件の研究に限定していることから、応募できる企業の数も限定されてくる。 今後上記条件を充たす支援対象研究が確保できるかが問題であり、当該問題に今後の存続の可否がかかっている。	当事業を含む当課の競争的資金については、平成23年度から事業統合により課の中で一本化することとなったため、当事業については平成22年度限りで終了した。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
83	その他	産業技術センターの事務管理について	(1) 物品調達について	産業技術センター	意見	流し台、中央実験台、サイド実験台、測定台の調達について、ダルトンとイトーキの2社に絞って調達をする予定であるが、2社に絞った経緯については文書化が不十分である。指名競争入札とする理由については記載があるが、なぜ上記2社を指名すべきかの理由が記載されていない。サイズや設置可能性等で、殆どのメーカーはこの条件をクリアできるものと考えているが、耐久性や評判等を考慮した結果、2社に絞ったとのことである。今後理由の文書化が必要であると考える。	管理調達課から示された物品の集中調達制度の事務処理手順において、一件の予定価格が30万円を超える場合に原則として2社以上の機種を選定することになっており、今回、事務簡素化の観点から2社に絞ったものである。(なお、ダルトンとイトーキの2社に絞った調達の件は、中央実験台、流し台、サイド実験台、測定台の一括調達に関するもので、全ての調達を標記2社に絞ったものではない。) 2社に絞った理由の文書化が必要との意見であるが、選定過程の透明性を確保するためにも、今後の導入にあたっては、選定理由の明確化に努めていく。
84	その他	産業技術センターの事務管理について	(2) 県の所有資産とそれ以外の資産の区別について	産業技術センター	意見	物品の中には民間業者が持ち込んだまま置いていっている機械もある。これについては特に県の所有資産でない資産に関する管理のルールはないとのことであるが、県の所有資産とそれ以外の資産を区別するためにも、今後タグを付ける、寄付かどうか意思確認をする等の対応が必要である。	共同研究や依頼試験研究のために持ち込まれた機器についての指摘と思われるが、本件については、その管理について問題意識を有している。平成22年度末から集中的な備品確認を実施しており、平成23年度早期に管理ルールを策定する方針である。
85	その他	産業技術センターの事務管理について	(3) 稼働率の低い検査機器等について	産業技術センター	意見	検査機器ごとの利用件数を記録としてとっているが、利用時間を基礎とした機械ごとに稼働率をとった記録はない。検査機器を置くスペースも限られていることから、稼働率が低い検査機器については、中古資産として処分し、新たなニーズを反映した検査機器を導入することも検討する必要がある。また、熊本県の施設同士での横の連携をとることにより、検査機器等の稼働率を上げる努力をする必要がある。	検査機器に対するニーズの低下等により稼働率が低下している機器についての指摘と思われるが、本件については問題意識を持っているところ。こうした機器については、意見のように中古資産としての売却や他の研究機関での利用活用も県全体としては有効な設備の利活用に繋がると思われるが、稼働率は低いものの県内企業にとって重要な役割を担っている機器もあり、また、新たなニーズを反映した検査に対応するための機器の導入も現実的に困難な面もある。代替機器の存否等の観点を含め、個々のケースに応じて検討して参りたい。なお県内公設試験機関内での機器の共有については、ニーズが合う機器については所管替えにより対応している事例もある。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
86	その他	産業技術センターの事務管理について	(4)ホームページによる情報の提供について	産業技術センター	意見	平成22年9月時点では、ホームページの検査機器の一覧はアップデートできていなかった。提供できるサービス内容について、ホームページにより最新の情報を提供することは、県民に対するサービスの向上につながることから、ホームページの更新をより頻繁に行う必要があると考える。	ご指摘のあった機器一覧については、産業技術センターホームページのトップ画面「利用ガイド」の「設備・機器開放」タグから展開する「設備・機器開放」ページの「設備・機器データベース検索サービス」にアップしている。 当センターホームページは平成22年4月にリニューアルを行ったところであり、その掲載データについては新着情報欄をはじめタイムリーに提供できるよう留意しており、今後とも県内企業等への迅速かつタイムリーな情報提供に努める。
87	負担金	新規外部資金活用事業負担金	(1)負担金の算定について	産業技術センター	指摘	分担者に研究費を渡す際には直接費の30%に相当する額の間接費を渡すことになっている。しかし、平成21年度の負担金算定及び支出にあたっては、当該間接費部分が含まれておらず、直接費部分のみ支出されている。要項等に沿った負担金の算定及び支出を行う必要がある。	ご指摘のとおり、本来直接経費の30%相当額を間接経費として算定し支払うべきであった。しかし本事業の実施に影響はなく、分担者である熊本大学からも特段の申し出はあっていないため、平成21年分について改めての対応は行う必要はないと考えている。 なお、平成22年度分については要項に沿った算定及び支出を行っている。
88	委託料	試験研究機械等備品類移設及び据置等業務委託事業	(1)委託契約について	産業技術センター	指摘	委託業務の内容には機械装置の据付、電気の配線工事も入っているが、それぞれの作業の専門性が強いことから、単独ですべての作業をできる業者は少ないものと考え。実際落札した業者は他の業者を下請けとして使用しつつ業務を実施している。 本来であれば、引越し業務と電気工事は全く異なる業種であることから、引越し業者は電気工事については下請けを利用することが多いと考える。このように単独で実施するのではなく、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するか、電気工事については他の業者を落札業者の責任の範疇で使用することを認める旨を明記し、より多くの入札参加者を確保できるよう配慮することが期待される。	以下の理由により引越・据付業務に含めて業務委託を行った。 ①試験研究機器など特殊な機器設置の場合、運搬業務に精密さを要求され機器を動かすという作業が電気工事の内容まで影響を受けることがあるため、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するよりも、引越し業務落札者の責任の範疇で電気工事業者を選定し、両者間の連絡調整等も含めて一括して委託した方が、引越し業務全体が円滑に行える。 ②予定価格積算ベースで、引越・機器据付業務に対する電気工事の割合が極めて低い(3.5%)ため、引越・据付業務に付随させて業務委託するのが妥当。 今後、同様の業務委託が発生した場合には、業務の分割委託も含め、指摘内容を念頭に置き対応していくこととしている。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
89	委託料	平成21年度不況に打つ勝つ技術開発プロジェクト事業	(1)事業形態の妥当性について	産業技術センター	意見	事業委託先の少なくとも2社については事業化しておらず、支出の効果は現状では見受けられない。このような製品化、事業化に不確定要素がある本件のようなテーマに対して委託業務とすることが妥当であるか検討すべきである。 この制度を存続するならば、審査基準として「事業化の可能性評価」を重視すべきであると考え。	当事業について経済情勢に対応した平成21年度の緊急事業であり、平成21年度で終了した。 なお不確定要素のある事業を対象とする委託業務の妥当性については、ご指摘のとおり検討課題と考えられる。ただ、当事業は、不況下における企業の技術力向上と雇用の創出を目的とした事業であり、選定された3社についても、事業化の可能性を含め採択が妥当との審査会の意見を踏まえて選定しており、不確定要素を内包する研究開発等を対象とすることから、委託事業でも問題はなかったものと考えている。
90	補助金	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業)	(1)企業化状況報告書の入手、保存について	新エネルギー産業振興室	指摘	交付要領第11条2項に記載された補助事業完了後5年間報告義務のある企業化状況報告書が保存されておらず、報告の事実があったかどうか不明である。 県として実施した補助事業の効果を把握する上でも要領に規定されている企業化状況報告書は必ず入手し、内容を検証したうえで、適切に保管する必要がある。	同補助事業は、産業支援課の他の補助制度を参考に平成19年度から21年度まで実施し、「企業化状況報告書」の提出についても要領で定めていたものの、企業への周知不足により、状況報告書未提出の状況となっている。 ご指摘内容を踏まえ、補助事業者に対し、過年度分も含めた企業化状況報告書の提出を指示した。
91	補助金	太陽光発電システム設置補助金事業	(1)検査における特例適用の確認について	新エネルギー産業振興室	指摘	検査調書では、特例適用の有無について「県内製造」「中小企業者」の欄にマルをつけるようになっているが、それを検証した資料等の記載がなく、事後的な検証ができない。 少なくとも、県内製造であればメーカー名を、中小企業者であれば該当する要件(資本金3億円以下又は従業員300人以下)のいずれに該当したのか該当した要件及び該当事実を確認した資料名の記載が必要である。	昨年度の確定検査時には、現場での聴取や書類検査、パネルの目視等により確認し、検査調書を作成していたが、検査調書には、「県産パネル」か「地場中小発注」かにマルをつけるだけであり、根拠を記入する箇所は設けておらず、根拠資料も徴していなかった。 今年度の補助制度では、県への報告書提出に際して、設置パネルの種類や工事発注先を記載させるとともに、工事契約書の写し等を添付するようすでに制度を改めており、根拠資料も徴している。今年度の確定検査用の検査調書も該当内容を記入するよう同調書様式を改めた。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
92	補助金	太陽光発電システム設置補助金事業	(1)補助対象事業者の要件について	新エネルギー産業振興室	意見	<p>申込後、交付決定後の契約分しか補助対象とならないため、申請者側の工事計画いかんによっては補助金を使いたくとも使えない場合がある。</p> <p>普及の拡大を目指すのであれば、交付決定日以前に太陽光発電の設置を行った事業者と交付決定以後に設置を行った事業者との間で取扱いに不公平があってはならない。交付決定は先着順で行われているわけではないのであるから、同一年度内での工事又は申請時を基準にするなどの猶予規定を設けてもよいのではないかと考える。</p>	<p>補助事業については、交付決定後に事業を実施したものを対象とすることが原則であることから、補助事業の申込みの見込みや実施時期などを見極め、適切な方法での補助事業を行うことで、補助事業者の要望に応える。</p>
93	補助金	太陽光発電システム設置補助金事業	(2)当該制度の存続の是非	新エネルギー産業振興室	意見	<p>当該制度が補助対象とする事業用太陽光発電は、将来的に有望な分野であることは疑いがなく、予算の許す範囲でできるだけ継続してほしいものである。</p> <p>ただし、現状では当面の目標は定められているものの、最終的な目標(ゴール)が不明確であると言わざるを得ない。今後も事業を継続するのであれば、目標を適切に設定し、その達成度の検証と成果の評価を正しく行うことが前提となると考える。</p>	<p>事業所用太陽光発電補助については、普及率や導入容量について他県との比較ができる客観的なデータがないため、本県における既導入容量をもとに、更にもどの程度導入すべきかという数値目標を設定したところ。</p> <p>また、本県の今後10年程度の新エネルギーの導入目標や施策の方向性について、平成24年度に策定したいと考えており、その中で事業所、住宅等を含めた太陽光発電の導入目標を示す予定。なお、当該補助金については、平成23年度は国補助金の廃止との整合性から県補助金も予算化しないこととした。</p>
94	補助金	ソーラーエネルギー等事業推進協議会負担金	(1)当該制度の運用上の問題点について	新エネルギー産業振興室	意見	<p>有機薄膜に関する事業が産業技術センターで実施することが決定しているが、これは半導体及び太陽光パネルにも使用できる技術であるにも関わらず、各協議会で連携するような動きはない。</p> <p>今後関連する協議会は連携するようにして、相乗効果が生まれるような運用をすべきと考える。</p>	<p>有機薄膜技術高度化支援センターにおける研究成果等を、ソーラーエネルギー等事業推進協議会のセミナー等で発表するなど連携を深める。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
95	委託料	ソーラーコールセンター設置支援事業	(1)事業の継続性について	新エネルギー産業振興室	意見	2年後からは完全に民間事業として移管することとなっているが、その後に民間事業者が事業を継続しないと判断しても、特に熊本県としては意見を述べる事ができない。 緊急雇用対策の一環として実施される事業であったとしても、今後ソーラー設備に関する事業は発展していくと考えることから、民間事業者に移管してからもコールセンターが存続できるような事業設計が望ましいと考える。	県の支援終了後については、全く県との関係が切れるわけではなく、コールセンターとしても国や県の補助金や施策、セミナー等の情報が必要なことから、引き続き密に情報交換を行う。独立後の自主財源の確保については、コールセンターの自立化に向けた取組みを支援しているところ。
96	委託料	ソーラーコールセンター設置支援事業	(2)産業支援に関する具体的な効果の検討について	新エネルギー産業振興室	意見	より広い範囲での産業振興を期待するのであれば、設置業者等が求めるより有用な情報を積極的に提供する必要がある。設置業者等に対し定期的にアンケート調査を実施するなどし、どのような情報を設置業者等が必要としているのか明確に定義する必要があると考える。	ソーラーコールセンターにおいては、施工業者等を登録し、メルマガにより県民からの相談、国や県等の補助金などを情報提供するとともに、設置業者から、希望する情報等を募集している。これにより、意見にあるアンケート調査に近い役割を果たしていると考えられるが、さらに積極的な意見を引き出すために、アンケート調査を実施し、その結果をソーラーコールセンターの業務に反映させる。
97	委託料	ソーラーコールセンター設置支援事業	(3)事業実施の担当部署について	新エネルギー産業振興室	意見	一般的にはコールセンター事業は消費者に対する支援が中心的な役割である。業者に対する支援も、設置業者がメインとなっていることから、その効果は一般消費者に対するものが中心であり、その観点からは商工観光労働部ではなく、環境政策課が実施すべき事業のように感じる。 この点に関しては、平成22年度より他のソーラー設備関係の補助事業等も新エネルギー産業振興室に集約され、同部署は横断的な役割を担うこととなっていることから、担当部署の不自然さは解消されている。	ソーラーコールセンター事業は、一般消費者への情報提供によるソーラー導入促進と、設置業者等企業への情報提供によるソーラー産業振興の両方の側面がある。この点について、平成22年度からソーラーに関する導入促進と産業振興の両方を所管する新エネルギー産業振興室が設置されている。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
98	委託料	県有地施設太陽光発電システム除幕式業務	(1)委託事業の経済性、効率性について	新エネルギー産業振興室	意見	事業内容としては、除幕式の企画運営(主に司会業務)及び、参列児童の出席手配であり、委託のための3社見積りや契約、委託後の業務報告の検討等を考えると、県職員自ら司会や参列者手配を行った方が経済的、効率的であったと思われる。	今回の除幕式は、開催1ヶ月前に急遽実施が決まったものであった。 また、それぞれの企業のトップや知事の出席ということもあったので、除幕式等イベントに熟知した専門の民間企業に委託したほうが効率的に準備ができるだけでなく、効果的なイベントになるものと判断した。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
99	補助金	熊本県企業立地促進補助金事業	(1)固定資産の取得の要件について	企業立地課	指摘	<p>「熊本県企業立地促進補助金交付要項」上は取得した固定資産に対して補助金を交付することになっている。ここで「取得した固定資産」とは地方税法第341条(固定資産税)に規定する固定資産をいうものとされている。</p> <p>ただし「取得」に関しては、立地協定締結日以前に発注したもの及び操業開始後、実地検査日までに支払が行われていないものが除外されている。このような取り扱いは一般的な企業会計でいう「資産の取得」概念と異なる。また、地方税法第341条の関係においても要項上そのような取り扱いは明示されておらず、所管課内でそのような取り扱いとしているにすぎない。</p> <p>このような取り扱いとした理由は、施設整備補助金のような施設整備の実績に対して交付する補助金と異なり、本補助金は企業立地のインセンティブとして設けられているため、進出先決定や設備の増強に関する企業の意思決定時点を立地協定日と捉え、協定締結日以前の設備投資はインセンティブに関係しないものとして補助対象としていないためである。</p> <p>しかし、このような考え方は納品及び検収終了時を資産の「取得」時点とする一般的な理解と異なっており、制度の利用者側にとっては誤解を招くおそれがある。</p> <p>そのような誤解を防ぐために、補助対象となる資産の取得時期について、対象となる時点はいつか、発注をもって取得とするのか、納品検収を取得とするのか等を要項上明記すべきである。</p>	平成22年度に企業立地促進補助金交付要項を改正し、第6条で「補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第2条第1項の立地協定締結日から第5条の操業開始日の間に限る。」とした。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
100	補助金	熊本県企業立地促進補助金事業	(2) 交付申請に係る手続の妥当性について	企業立地課	指摘	<p>熊本県企業立地促進補助金交付要項に基づく補助の手続きによれば、適用事業所申請書は事業開始の30日前までに提出することとされている。また、事業開始後10日以内に事業開始報告書を提出することになっている。</p> <p>平成21年度の熊本県企業立地促進補助金に係る書類を閲覧したところ、平成21年度中に当該補助金を支出した22件中、適用事業申請書の受付日付が30日未満となっているものが4件あった。そのうち1件は操業開始後10日を超えて事業開始報告書が提出されている。</p> <p>要項上、規則の不履行による罰則等は定められていないが、期日経過に関する猶予規定も定められていない。そうであれば、上記のような提出期限経過による不利益は補助金の申請者が負うべきであり、上記の事案については補助金の支給ができなかったはずである。</p> <p>今回の事例では書類の提出時期が遅れた理由に県側の事情もあったとのことである。したがって、一方的に申請者側の責任を問うことはできず、補助金の交付が行われたことについてもやむを得ないものと考ええる。</p> <p>しかし、少なくとも、要項上定められた書類の提出が期限までに間に合わなかった旨及び期限後提出を是とする内部的意思決定が行われたことを証する稟議決裁を取っておくべきであった。</p>	ご指摘のとおり、今後は要項に定められた書類が提出期限までに間に合わなかった場合は、遅延の理由を文書で確認し、その適否について課長決裁を取ることとする。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
101	補助金	熊本県企業立地促進補助金事業	(1) 取得した資産の明細及びそれらの価額の検証について	企業立地課	意見	<p>所管課職員による実地検査では支払と固定資産明細の突合を行っていたが、金額の検証作業にあたっては取得した資産の明細と取得時の証憑との突合を行っているのみであり、共通工事の配賦計算書等は検証していない。また、固定資産台帳と償却資産申告書との突合はサンプリングにより実施している。</p> <p>このような証憑だけの検証では、相手方から提示された明細に指定された計画以外の固定資産が混入していても、それを見逃してしまうおそれがある。</p> <p>投資額の判定については固定資産台帳に記載された資産をベースに投資額の判定を行い、設置場所・負担部門等の情報あるいは現地視察や登記簿の確認などによって、指定された計画に関連する資産取得であるかどうか総合的に判断を行い、不正な補助金の支給がなされないよう留意されたい。</p>	投資額の検証は、固定資産台帳に記載された資産をベースに、今後も引き続き、書類審査や実地検査によって確認を行い、適切な補助金交付に取り組む。
102	補助金	熊本県企業立地促進補助金事業	(2) 当事業の存続の是非について	企業立地課	意見	<p>地域間競争が叫ばれて久しい今日では、他の自治体でも同様の補助金を出しており、補助金以外の条件が同じであれば、企業は補助金制度のある自治体へ進出するであろう。逆に言えば、企業的意思決定には補助金のみならず、誘致される企業にとってその地域がどれだけ魅力のあるものであるかが決定的な要素である。</p> <p>その意味では、当補助金は企業誘致全体の枠組みの中で考えるべきであり、当補助金を含めた企業立地に係る総コストの把握が必要である。</p>	<p>企業が立地又は増設先を決定する際は、立地環境や補助金等の優遇措置が重要な要素となっている。</p> <p>当補助金の事業効果は、コストとなる県の企業誘致活動経費(人件費、補助金)と税収入の比較を行っており、税収入は活動経費を大きく上回っている。(平成19年度調査)</p> <p>今後も事業効果を検証しつつ、本県の優れた立地環境のアピールと補助金制度の活用により戦略的な誘致活動に取り組む。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
103	補助金	産業支援サービス業等立地促進補助事業	(1)補助金の消費税の取り扱いについて	企業立地課	指摘	<p>平成20年度及び平成21年度の補助金算定基礎の内訳によるとA社の投下固定資産額188,969千円だけが税抜で処理されており、他のすべての支出は税込で処理され、補助金の交付がなされている。</p> <p>現行の交付要項等においては消費税の取り扱いが規定されていないが、消費税の課税業者に対する補助金の算定は税抜金額ですべきである。</p> <p>消費税の取り扱いについて要項等で明確に規定し、適切な補助金交付がなされる必要がある。</p>	<p>産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項を平成22年度に改正し、第2条第1項(8)で投下税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。」と明記した。</p> <p>なお、参考までに旧要項では、県の政策判断として固定資産の取得額(消費税を含んだ額)を投下固定資産額の定義として補助金を算定していたが、平成22年度協定分からは審査時間の短縮及び領収書等の提出書類の削減のため、固定資産台帳の取得価額を基に補助金を算定している。</p>
104	貸付金	熊本県企業立地促進資金融資事業	(1)資金の預託方法について	企業立地課	意見	<p>資金の預託先のうちA、B社については定期預金として、C、D社に対しては決済性預金として資金を預け入れている。これは、C、D社が県債を保有していないため、万が一金融機関に不測の事態が起こった際に、ペイオフによる預金残高の切り捨てを防止するため取られた措置である。</p> <p>しかし、当該制度は有利な条件で融資を行うことで企業立地を促進し、もって地域経済の活性化や雇用機会の確保することを目的とした制度である。誘致企業の資金調達において少しでも金利負担が減少することが不可欠であり、金融機関側の資金調達コストを抑えることが誘致企業に対する低利融資につながるものとする。</p> <p>したがって、本制度においても各金融機関に対しても無利子貸付を行い、誘致企業への低利で円滑な資金供給がなされるよう指導していくべきであるとする。</p>	<p>本制度の貸付利率は、日本銀行の長期プライムレートと県内金融機関の預金金利を用いて算出しているが、現在の金融機関の預金金利は年0.03%と低率であるため、本制度の貸付利率の算定に影響がない。</p> <p>なお、平成23年度の貸付利率は1.3%～1.4%であり、日本政策金融公庫の貸付利率1.75%～2.65%と比較しても本制度の優位性は高いと考える。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
105	貸付金	熊本県総合保養地域民活導入促進資金	(1)貸付の経緯について	企業立地課	意見	県が貸付けた資金については、長期間の滞留を経たうえで返済が始まっているが、問題の根本は無理な計画に基づいた過大な投資によるものであり、今後同様の問題が起きないよう事業計画の実行可能性を十分検討したうえで投資を行うべきである。	総合保養地域整備法に基づく天草海洋リゾート基地整備構想を推進するため、重点整備地区の用地取得資金を、平成6年に県が無利子で貸付けたものであり、現在も天草市から毎年返済を受けている。ご意見のとおり、今後、同様の問題が起きないよう事業計画の実行可能性についても十分検討を行なうこととする。
106	委託料	大規模工業団地整備可能性調査事業	(1)入札手続について	企業立地課	意見	落札率が50%を下回っていることから、当該落札金額で十分な業務を実施できるかヒアリングをする必要があったのではないかと考える。	県では、制度上、人件費を主たるものとする情報処理業務や庁舎清掃業務以外の委託契約については、入札金額が予定価格を大きく下回った場合であっても、入札者に対し調査等は行わない。調査業務等については、成果物の十分な確認により業務の適正な執行が担保されていると考える。
107	委託料	大規模工業団地整備可能性調査事業	(2)県営工業団地について	企業立地課	意見	県営の工業団地については、売却以外の手法として、リースもできることとなっており、入居率の低い白岩産業団地及び城南工業団地はリース制度も導入している。 しかし、低入居率の工業団地についてはさらに入居率を上げるための努力をする必要があり、値段を下げて売却することも検討すべきであると考え。	白岩産業団地及び城南工業団地においては、H20.9月に分譲価格の引き下げを行っている。 リーマンショック後の経済状況の回復に伴い、既存の貸付制度も併せて、入居は進みつつある状況であるため、団地のPRの強化や企業誘致活動を積極的に行い、現行価格で分譲促進を図っていく。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
108	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(1)事業の整理について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>一般家庭用の申請受付け及び審査についてはテクノ産業財団の本来の業務から逸脱していると考えられる。また、住宅用太陽光発電導入支援対策事業の申請に対する受付け、審査の実績があるとはいえ、当時の担当者は任期付職員であり既に退職していることから、財団に十分なノウハウが残っているかは疑問である。</p> <p>このような、財団の本来業務から外れるような事業の受託は今後避ける必要があると考える。</p>	<p>太陽光パネル、パワコン、架台、ケーブル等太陽光発電関連企業が集積している本県においては、平成21年度に立ち上げたソーラープロジェクトのもと、太陽光発電の導入促進とソーラー産業の振興とを一体的に推進してきたことから、住宅用太陽光発電システムの導入補助に係る業務は、まさに財団の本来の業務であると考えている。</p> <p>また、平成21年度に国のソーラー補助金業務を受託していた財団には、補助金制度や業務に関する知識、ノウハウが蓄積されていたため、当時の担当者は退職していたものの、新たに雇用する担当者に対する適切な指導・管理が可能であり、事業開始直後から業務を迅速かつ的確に遂行できる能力を有していると認められた。</p> <p>このため、平成22年度においても財団に対し、県の補助金審査業務を委託したものである。</p>
109	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(2)一般管理費の負担について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>現在業務委託費の中には一般管理費まで入っている契約は少ないことから、どうしても一般管理費分だけ収支のマイナスが出る可能性が高い。特にテクノ産業財団の建物は建設から20年以上は経っており、今後修繕費が嵩んでくると考える。事実、空調設備が悪くなってきているが、修繕をしても熊本県から予算がつくことはないとのことである。</p> <p>財団の自主財源の確保が困難になってきていることから、今後一般管理費の上乗せを検討する必要がある。</p>	<p>委託業務の遂行にあたっては直接経費以外の経費が発生することから、業務委託費の見積もり積算に当たってはそれらに必要なかつ適正な経費相当分の加算を行っていく。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
110	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(3)利用者の受益者負担の必要性について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	自主事業として実施している事業のうち、セミナー関係については受講料を徴収しているとのことであるが、できるだけ講師の人的費や会場費等を賄える程度の受講料を徴収する必要があると考える。これは、財団の開催する講演会やセミナーについては専門性が強いものも多く、一部のものにしかメリットがないと考えられる事業も存在する。このような事業については、できるだけ受益者負担の考え方に立ち、必要経費分程度は負担してもらった方が妥当であると考え。そのためにも、セミナーのテーマは参加企業のニーズをくみ上げて決定し、参加者の増加を図る必要があると考える。	自主事業の実施にあたっては、県内企業のニーズを踏まえたテーマ設定をすることはもちろん、できる限り受益者負担の考え方を取り入れるよう指導する。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
111	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(4)運営費の補助について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>借入収入により収入超過となった年はあったが、4～5年前から経常赤字が続いている。赤字の原因は人件費にあり、補助金等による人件費の確保が十分できておらず、また給与水準の高い50代を超える職員が比較的多い人員構成となっていることが原因と考える。</p> <p>今後財務内容の改善のためには、サービスレベルを維持したまま人件費を削減することが重要であり、このためにバランスの良い人員構成とする、外部の人材も活用することなどを検討する必要がある。</p> <p>サービスレベルの維持に関しては、社員の技術力の低下が問題となっている。これは、人件費削減のために数年前に嘱託職員を半分に減らし(5～6人は減少)、企業派遣も減少した一方で、受託事業数は増加していることから、職員1人あたりの事務作業の負担が増加しているためと考える。また、財団の収入が安定しないことから、なかなかプロパー社員を増加させることができないため、財団にノウハウが定着しにくい環境にある。</p> <p>現在のような各事業に紐付きで雇用する現在の運営方法には限界があると考え。今後プロパー職員を雇用し、各事業でこの人件費を賄うような予算編成に変更する必要があると考える。具体的には、各事業で負担する人件費の割合を決定し、これによりプロパー職員の人件費を優先的に補填したうえで、不足する人件費について中小企業支援センター事業等の横断的な予算により調整する方法が考えられる。</p>	<p>経済がグローバル化し、複雑化してきている中で様々な起業ニーズに応えるためには、より一層、職員の多方面にわたる能力を高める必要がある。一方、財産運用収入の低下や県補助金の削減の中ではプロパー職員の削減は避けて通れない状況である。このため、職員の人材育成を進めるとともに、高度技術や専門知識を必要とする場合は外部人材の活用を図っていくよう指導する。</p> <p>また、人員削減によりプロパー職員は今まで以上に複数の委託事業や補助事業に携わることとなるが、当然各事業ごとに業務量を算定し、できる限り人件費の計上を行い、財源の確保に努めるとともに、効率的かつ効果的な事業を実施していくために、事業内容の見直しを行うよう指導する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
112	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(5)今後の財団の運営について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>過去においては運用財産も補助金等も潤沢にあったが、現在はこれも乏しくなっており、さらに企業からのニーズも変わってきているのではないかと考えている。研究開発部門も縮小傾向にあると考えている。研究者については技術力の進歩についていけないことから、研究者は他の機関へ移動している。</p> <p>現在のメニュー型の運営には限界がきており、ソリューション型(課題解決型)の組織運営を目指すべきと考えている。テクノ産業財団が複数の事業を抱えていることから、サービス水準の低下が発生しており、企業側からの不満の声も上がっているとのことである。今後はコーディネータ事業がテクノ産業財団の中心的事業になってくると考える。</p> <p>今後事業件数を絞り、支援対象企業と深く、長く付き合っていけるような事業運営の仕方を検討する必要があると考える。</p>	111に同じ
113	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(総括)	(6)同種の機能を持つ機関の連携について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>熊本県内には、テクノ産業財団以外にも中小企業を支援する機関が多く存在しているが、現状これらとの連携がとれていない。このため各機関が実施できる支援には限界があることから、効果が思うようにはあがっていない可能性がある。</p> <p>本年度より応援センター事業を開始しており、4団体の管理団体としてとりまとめを行っている。このようにして他の団体との連携により効果を上げることを検討する必要がある。</p>	<p>当財団は中小企業支援機関の中核的支援機関として法律に基づき指定された県内唯一の財団であり、今までも約30の機関を束ねたプラットフォームを形成し、定期的な支援機関の連携会議等を開催してきた。</p> <p>また、国では中小企業応援センター事業の後継として平成23年度より中小企業ネットワーク事業が展開されており、今後とも様々なチャネルを通して支援機関同士の連携が深まるよう支援する。</p>

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
114	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	(1)熊本TLO事業に係る特許権の資産計上漏れについて	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	指摘	公益法人会計基準によれば、無形固定資産である特許権については、その取得価額で資産計上することが求められているが、知的財産推進事業(熊本TLO事業)に係る特許権がテクノ産業財団の決算書においては資産計上されていない。計上が漏れていることから、今後改善の必要がある。	特許権の資産計上については当財団の会計顧問と打合せ中であり、早期に資産計上基準を設け、資産計上を行うよう指導する。 なお、熊本TLO事業については平成22年度で事業を終了した。
115	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	(1)中小企業設備貸与資金貸付金	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	① 償却処理された貸付先のうち貸与額に対する損害賠償金請求額の比率50%超が8社あり、そのうち4社は80%超である。このことは貸与してから経営破綻までの期間が非常に早かったことを意味している。経済環境の変化が早い時代であるにしても、余りにも経営破綻が早期であったと云える。今後このような貸付金制度が企画されるときは、貸与の審査はより厳密であることを期待する。 ② 延滞先の大半は、回収可能性に疑問がある。回収努力は認めるとしても、費用対効果を考えて償却債権処理を早急に検討すべきと考える。	① 事業計画の妥当性をより厳密に判断するため、審査基準の強化を行うよう指導する。 ② 平成22年度においては、未収先31件中、回収困難先18件、124,511千円の償却を実施。 今後についても未収貸与料償却基準に照らし、回収困難先については、費用対効果に留意し、償却債権処理を進めていくよう指導する。
116	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	(2)小規模企業者等設備貸与資金貸付金 ① テクノ産業財団の貸倒引当金について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	テクノ産業財団の計上額117,210千円は、会計基準に準拠して計算した引当額よりも、22,930千円の計上不足といえる。 見積りによる会計処理であるため、厳密に正確な計上額は不可能であるにしても、現段階で出来るだけ妥当な会計処理を採用すべきである。	現在においても多くの財団が採用している昭和57年12月24日付57企庁第1796号の中小企業庁長官通達に基づき、引当金の積算を適用してきたが、今後中小企業庁や全国取引振興協会の見解を参考にしながら適正な処理を行うよう指導する。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
117	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	(2)小規模企業者等設備貸与資金貸付金 ② 貸付基準について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>経済環境の変化が早くなっていることは認めるにしても、貸付決定後の経営破綻が余りにも早く、審査が適切になされていたのか疑問に感じる。</p> <p>貸付は県の貸付要項に添って審査委員会の審議を経て決定されている。第一の責任は債務者であるにしても、テクノ産業財団の審査委員会にも責任の一端はあると考える。</p> <p>今後はより充分な審査委員会の運営と審査方法の改善が望まれる。</p>	115に同じ
118	その他	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	(3)設備導入緊急対策資金貸付金	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	<p>① 貸倒引当金の設定について テクノ産業財団の会計方針による貸倒引当金は52,600千円計上すべきであるのに対し、合理的な理由なく7,600千円を計上している。</p> <p>これは不適切な会計処理であり、今後このような処理はすべきでないとする。</p>	今後適正な額を計上するよう指導する。また、設備導入緊急対策資金貸付(単県)制度は、平成18年度から休止しており、今後償却できるものは償却を進めると共に、未収債権の回収を図りながら最終償還を迎える平成24年10月以降、残った未収債権の処理を検討するよう指導する。
119	その他	平成18年度包括外部監査指摘事項の措置状況	(1)工具備品等の固定資産への未計上について	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	指摘	<p>平成18年度監査による指摘を受けた後、固定資産台帳への登録作業に取り掛かったが、担当者の病気等により作業が中断したため、未登録状態のままとなっていたようである。当年度の監査終了後、すぐに登録処理を実施したことから、現時点では改善されている。</p> <p>今後担当者に作業をまかせきりにするのではなく、作業の進捗状況を上席者がモニタリングし、作業の完了を確認するといった内部統制の構築が望まれる。</p>	今後は、担当者の作業進捗状況については上席者が確認する体制で業務を行うよう指導する。

平成22年度包括外部監査結果に関する措置状況

番号	補助金等の種類	事業の名称	件名	所管課	指摘・意見の区分	内容	改善措置
120	その他	平成18年度包括外部監査指摘事項の措置状況	(2) 中心市街地商業活性化推進事業助成金の交付手続きについて	産業支援課(財団法人くまもとテクノ産業財団)	意見	実績報告書の記載や支払関係書類の不備については、確認した範囲において重要な問題はなかったが、その内容の精査において、「中心市街地商業活性化推進資金助成事業の監査の結果及び意見」に記載しているとおり、不足していると思われる点が見られた。 当該事業自体は終了しているが、今後同様の事業を行う際は留意すべきと考える。	今後同様の事業を行う際は、実績報告書の記載や支払関係書類の不備がないように行うことはもちろんのこと、実績報告の中身についてもきちんと精査を行ったうえで交付を行うよう指導する。